

別紙

## 傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁釧路教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は、15人以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者は傍聴者に含みません。
- 2 次の各号の行為をしてはいけません。
  - (1) 写真(静止画の撮影)、又は動画の記録(保存)及び録音をすること。  
ただし、主催者の特別な許可を得た場合はこの限りではありません。
  - (2) オンライン会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用すること。
  - (3) オンライン会議では、傍聴を許可していない者に対して、協議会を視聴させること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 3 傍聴人が前記2の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 4 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。